

ひとり親世帯以外の子育て世帯へ生活支援特別給付金を支給します



ターゲット 1.3

令和3年7月14日

郡山市こども部

こども家庭支援課

担当：橋本 正寿

TEL：924-2411

SDGs ターゲット 1.3 「適切な社会保護制度及び対策を実施し、貧困層及び脆弱層に対し十分な保護を達成する」

新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、その実情を踏まえた生活支援を行う観点から、経済的に影響を受けているひとり親世帯以外の子育て世帯に対し、子育て世帯生活支援特別給付金を支給します。

給付内容については以下のとおりです。

支給対象者区分	児童1人当たり一律 50,000円	受付場所	対象世帯数
①児童手当等受給者 ・令和3年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給できる方 (令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯)	※申請不要で、対象者には7月15日に児童手当等の登録口座へ振り込みます。 (ただし、公務員で児童手当を受給している方は申請が必要です。)	郡山市こども総合支援センター (ニコニコこども館)、各行政センター、各連絡所	約1,200世帯
②出生等による新たな児童手当等受給者 ・令和3年5月から令和4年3月までのいずれかの月の分の児童手当又は特別児童扶養手当を受給できる方 (令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯) ※例：令和3年4月から令和4年2月までの出生等	※申請不要です。 (ただし、公務員で児童手当を受給している方は申請が必要です。)		約1,400世帯
③18歳以下の児童の養育者 (①及び②を除く) ・平成15年4月2日から平成18年4月1日までの間に出生した子の養育者(令和3年3月31日時点) (令和3年度の住民税均等割が非課税の世帯)	申請が 必要 です。		約800世帯
④家計急変者 (以下のいずれにも該当) ・18歳未満(障害児は20歳未満)の子の養育者(令和3年3月31日時点) ・新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、令和3年1月以降の家計が急変し、令和3年度の住民税均等割が非課税の方と同様の事情にあると認められる世帯 (令和3年度分の住民税均等割が非課税である方以外)	申請が 必要 です。		

※ 申請が必要な方の受付は7月21日(水)から開始予定です。

※ 上記支給対象者に該当する場合でも、ひとり親世帯分の子育て世帯生活支援特別給付金を受け取った方は受給できません。

※ 受付期間は令和4年2月28日(月)までです。期間内に申請がない場合は給付金を支給できなくなりますのでご注意ください。